

令和 7 年度
沼津市広告付き庁舎案内図板等
設置事業者募集要領

令和 8 年 1 月

問合せ先

沼津市御幸町 16 番 1 号 沼津市役所 3 階

沼津市財務部資産活用課

電 話 055（934）4714

U R L = <http://www.city.numazu.lg.jp/>

沼津市広告付き庁舎案内図板等設置事業者募集要領

沼津市広告付き庁舎案内図板等の設置について一般競争入札（郵便入札）を実施いたしますので、参加される方は、この募集要領及び入札心得書を御確認のうえ、お申込みください。

【入札番号】 第 1 号	【入札方法】 郵便入札
【件 名】 沼津市広告付き 庁舎案内図板等設置業務	【連絡先】 TEL:055-934-4714 FAX:055-931-8892

1 趣旨

沼津市では、来庁者への案内サービスの向上、自主財源の確保を図るため、沼津市庁舎内に広告付きの沼津市役所庁舎案内図板及び沼津市内案内図板（以下「庁舎案内図板等」という。）を設置することにより、庁舎案内図板等を媒体とした広告掲載事業を実施する事業者を募集します。

2 事業概要

「沼津市広告付き庁舎案内図板等設置業務仕様書」のとおり

3 沼津市庁舎の概要

- (1) 所在地 沼津市御幸町 16 番 1 号
- (2) 開庁時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- (3) 開庁日 月～金曜日（祝休日、年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日まで）を除く。）
- (4) 来庁者数 約 1,500 人／日
- (5) 職員数 本館及び別館 約 900 人
- (6) 参考数値 沼津市 人口 183,750 人 94,353 世帯（令和 7 年 12 月末日現在）

4 契約の主な条件等

(1) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 13 年 3 月 31 日（月）まで（5 年間）

(2) 庁舎案内図板等の設置

設置事業者は、上記契約期間中において庁舎案内図板等を設置していただきます。ただし、庁舎案内図板等設置の始期については、設置事業者の申出により、沼津市と設置事業者とで協議して、令和 8 年 5 月 29 日（金）までの日として定めることができるものとします。

(3) 広告掲載料

設置事業者には、庁舎案内図板等への広告掲載料を納入していただきます。

広告掲載料は、契約期間における年額とし、本一般競争入札により設置事業者に決定された事業者が提示した入札額とします。

上記 4(2)ただし書きの場合や、広告主の応募がない場合等により設置事業者において広告

料収入が見込めない期間が発生しても、広告掲載料の算定については考慮しないものとします。

(4) 広告内容の変更

沼津市は、広告の内容が市庁舎に掲示する広告として適切でないと認めるときは、設置事業者に対し広告の内容を変更するよう求めることができ、設置事業者はこれに従わなければならぬものとします。

(5) その他

契約期間中であっても、庁舎のレイアウト変更等により、やむを得ず本事業の一部又は全部を中止していただく場合があります。また、庁舎案内図板等の設置場所及び設置台数についても、協議のうえ変更する場合があります。

5 申込者の資格

次に掲げる要件を全て満たしている事業者に限り、申し込むことができます。

- (1) 本市と円滑な連絡調整ができる地域に本店、支店、営業所若しくは事業所を有する者であること。
- (2) 国又は地方公共団体において類似業務の実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 沼津市広告掲載基準（別紙 3）第 3 条の規定に該当するものでないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を現に受けている、若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主催者又はその構成員でないこと。
- (6) 市町税を滞納していないこと。

6 申込方法

(1) 申込受付期間

令和 8 年 1 月 28 日（水）から令和 8 年 2 月 4 日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 申込受付場所

〒410-8601 沼津市御幸町 16 番 1 号

沼津市役所 3 階 財務部資産活用課

(3) 申込に必要な書類

ア 沼津市広告付き庁舎案内図板等設置業務申込書

イ 入札書（第 1 号様式）

ウ 広告付き庁舎案内図板等設置業務実績申告書

エ 誓約書

オ 事業者の登記事項証明書（発行後 3 か月以内のもの）

- カ 印鑑登録証明書（発行後 3か月以内のもの）
- キ 設置する庁舎案内図板等の仕様・寸法・消費電力が記載された書類（カタログ等）
- ク 直近の事業年度分法人市町民税の納税証明書又はその写し

(4) 入札書についての留意事項

- ア 入札書は、黒インクの万年筆又はボールペンを使用して記入してください。
- イ 入札書に提示する金額は、年額の広告掲載料（消費税抜き）とします。
- ウ 入札書はすべて代理人ではなく代表者名としてください。委任状は不要です。
- エ 入札書の日付は開札日としてください。
- オ 入札書は、申込者（入札者）の住所及び氏名（法人の場合にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）を記入した封筒に入れて封かんしてください。
- カ 提出された入札書は、入札日まで沼津市財務部資産活用課において保管します。
- キ 提出された入札書については、書替え、引換え又は撤回することはできません。

(5) 提出方法

上記申込受付場所に、必要書類を一般書留郵便又は簡易書留郵便もしくは持参により提出してください（一般郵便等、その他の方法による提出は不可）。
申込受付場所へ令和8年2月4日（水）午後5時必着とします。

7 質問受付

(1) 受付期間

令和8年1月21日（水）から令和8年1月26日（月）の午後5時まで

(2) 質問方法

質問は文書により行うものとし、原則として、電子メールにより行ってください。様式は任意とします。

(3) 提出先

沼津市財務部資産活用課 管財係

電子メール：sisankatuyou@city.numazu.lg.jp

(4) 回答方法

質問への回答は令和8年1月27日（火）に本市ホームページへの掲載をもって行います。

8 申込参加資格及び設置機器等の適合審査

提出された必要書類に基づき申し込み内容を審査し、申込参加資格と設置機器等が「沼津市広告付き庁舎案内図板等設置業務仕様書」に適合するか否かを決定し、令和8年2月9日（月）午後5時までに、申込者あてに郵便及び電子メールで審査結果を通知します。

なお、不適合と決定された申込者の提出した入札書は、沼津市において破棄します。

9 一般競争入札（郵便入札）

申込参加資格及び設置機器等について適合と決定された申込者について、既に提出された入

札書により、一般競争入札を実施します。

(1) 開札日時及び場所

令和8年2月12日（木） 午前10時00分

沼津市御幸町16番1号 沼津市役所8階 803会議室

(2) 入札書の開封

入札書の開封は、入札事務に関係のない沼津市の職員を立ち会わせて執行します。入札参加者が立会うことも可能です。ただし、代理人が立会う場合は委任状が必要となります。

(3) 入札書の無効

次のいずれかに該当する入札書は、無効とします。

- ア 記名押印のない入札書
- イ 金額を訂正した入札書
- ウ 広告掲載料その他の事項について、認知しがたい記載のある入札書
- エ 提出に関し不正行為を行ったと認められる入札書
- オ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提出した者の入札書
- カ その他指示した条件に違反して提出された入札書
- キ 指定する到達期日より後に到達した入札書
- ク 一般書留郵便または簡易書留郵便もしくは持参以外の方法で提出があった入札書

10 設置事業者の決定

- (1) 設置事業者は、有効な入札書を提出した申込者のうち、予定価格以上かつ最高の広告掲載料（年額、消費税抜き）を提示した事業者とします。最高の広告掲載料を提示した申込者が複数いる場合は、くじによって設置事業者を決定します。
- (2) 設置事業者として決定された事業者には、決定通知を送付します。

11 設置事業者の公表

設置事業者として決定した事業者は、市ホームページで公表させていただきます。

12 契約手続等

(1) 契約の締結

落札者は、落札の通知を受けた日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を含む。）に、沼津市と沼津市広告付き庁舎案内図板等設置業務の取り扱いについて定める契約を締結していただきます。設置事業者が本件について期日までに契約を締結しない場合は、事業者の決定が無効となります。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除します。